

旧南洋群島における国語読本第5次編纂の諸問題

その未完の実務的要因を中心に

橋本正志

1 はじめに

「山月記」「李陵」などで知られる作家・中島敦は、1941年6月28日に横浜を出港し、7月6日にパラオのコロール島に到着した。当時、文部省図書監修官だった友人・釘本久春の斡旋で、旧南洋群島の公学校に通う「島民」児童用国語読本の第5次編纂者として南洋庁地方課に勤務するためだった。

出発前のこの職に対する中島の所懐としては、「役人になるのは、少しいやだが、何とか勤まらないこともないだらうと思つてね」(1941年6月4日付、友人・氷上英廣宛、傍点原文)、「気も進まぬ、無理な仕事」(同年6月28日付、父・中島田人宛)といった言葉が挙げられるが、そこから職務内容へのとりわけ強い関心を見出すことはできない。これらの中島の言葉から、南洋群島で国語教科書を編纂することに対し、事前に中島にどの程度の認識があったのかを判断するのは難しいといわざるを得ないのである。

しかし、南洋群島における「島民」教育政策の中で占めていた中島の具体的な位置や、実際の国語読本編纂の趣旨方針案を分析してみると⁽¹⁾、中島の仕事が当時の南洋群島の教育政策が抱えていた諸問題を浮き彫りにしていくものだったことがわかる。

ここでは、とくに当時の公学校教育の実情や、改訂対象だった第4次編纂本『公学校国語読本⁽²⁾』を検討しながら、結果的に第5次編纂計画が頓挫した要因を中島の編纂実務との関連から明らかにしていきたい。

2 南洋群島における「島民」教育政策と教科書編纂の沿革

日本の南洋群島における「島民」教育政策は、1914年10月の海軍による占領以降、本格的に開始された。約30年10カ月に及んだ日本統治期における「島民」教育史、ならびに使用教科書編纂史の略年譜⁽³⁾は、次の表の通りである。

軍政時代 1914年10月～1918年8月(約3年11カ月)		
1914年(大3)		占領後約1年にわたり地方で試験的に「島民」教育が実施され、中央では教育制度確立のための調査研究が行われた。
1915年(大4)	12月	「南洋群島小学校規則」の制定(「南洋群島小学校」を設置)。
1916年(大5)	1月	「南洋群島小学校規則」の施行。

1917年(大6)	3月	トラック小学校長・杉田次平による第1次編纂本『南洋群島国語読本』巻1,巻2の刊行。
1918年(大7)	6月	「南洋群島島民学校規則」の制定(「南洋群島小学校規則」を廃止。「南洋群島小学校」を「南洋群島島民学校」と改称)。
民政時代 1918年9月～1922年3月(約3年7カ月)		
1918年(大7)	9月	「南洋群島島民学校規則」の施行。
1919年(大8)	2月 3月	第1次編纂本『南洋群島国語読本』巻3の刊行。 第1次編纂本『南洋群島国語読本』巻4の刊行(編纂完了)。
1922年(大11)	3月	「南洋庁公学校官制」の制定。
南洋庁時代 1922年4月～1945年8月(約23年4カ月)		
1922年(大11)	4月	「南洋庁公学校官制」の施行。「南洋庁公学校規則」の制定,施行(「南洋群島島民学校規則」を廃止。「南洋群島島民学校」を「南洋庁公学校」と改称)。「補習科設置ニ関スル件」により,各支庁の主な公学校に補習科が併置された。
1925年(大14)	2月	文部省図書編輯官・芦田恵之助による第2次編纂本『南洋群島国語読本』本科用巻1,巻2,巻3の刊行。
1926年(大15)	3月 5月	第2次編纂本『南洋群島国語読本』補習科用巻1,巻2の刊行(編纂完了)。 「南洋庁木工徒弟養成所規則」の制定,施行(コロール公学校に「木工徒弟養成所」を付設)。
1932年(昭7)	3月	マルキョク公学校長・岩崎俊晴により『南洋群島国語読本』本科用3巻が6巻に増補改纂され(第3次編纂本),刊行。
1933年(昭8)	3月	『南洋群島国語読本』補習科用2巻が4巻に増補改纂され(第3次編纂本),刊行(編纂完了)。
1937年(昭12)	3月	元和歌山県立中学校長・梅津隼人による第4次編纂本『公学校国語読本』本科用6巻,補習科用4巻の刊行(編纂完了)。
1940年(昭15)	4月	各公学校所在地に「国語練習(成)所」(少年部・成人部・補習部)を設置。
1941年(昭16)	3月 7月	「南洋庁官制中改正」により,「上官ノ指揮ヲ承ケ教科用図書ノ編修及審査ニ関スル事務ニ従事」する「編修書記」(判任,定員1)が設置。 中島敦が「編修書記」に就任(第5次編纂の開始)
1942年(昭17)	9月	中島敦が「編修書記」を辞任(第5次編纂の頓挫)
1943年(昭18)	5月 12月	「南洋庁島民工員養成所規則」の制定,施行(「南洋庁木工徒弟養成所規則」を廃止。「木工徒弟養成所」を「島民工員養成所」と改称)。 「行政機構整備実施ノ為ニスル南洋庁官制中改正」により,「編修書記」が廃止。

とくに南洋庁時代に関していえば、公学校とは1922年4月1日に施行された「南洋庁公学校官制⁽⁴⁾」(勅令第114号)によって、「国語ヲ常用セサル児童ニ普通教育ヲ授クル所トス」と定められている。中島の赴任直前にあたる1941年4月2日施行の「南洋庁公学校官制中改正⁽⁵⁾」(勅令第377号)では、「普通教育」の語が「初等普通教育」に改められ、その性格がより明確に示された。また、「南洋庁公学校官制」と同時に施行された「南洋庁公学校規則⁽⁶⁾」(南洋庁令第32号)によれば、公学校の修業年限は3年で、その入学者は「学年開始ノ際ニ於テ満8年以上⁽⁷⁾」と規定されている。さらに、支庁所在地のサイパン、トラック、コロール、ヤップ、コロニー、ジャボールの各公学校には、「管内公学校卒業児童」より選抜する修業年限2年の補習科が併設され⁽⁸⁾、より一層の教育制度の拡充と体系化が図られた。

実際の教授形態については、福田須美子氏、宮脇弘幸氏による各島の公学校卒業生を対象とした聞き取り調査⁽⁹⁾が参考になる。それらによると、本科1年次のみ、現地出身の助手が授業に付き添い、現地語を介して授業を行うことが認められたが、同2年次以降は、もっぱら「国語」一言語のみによって授業が行われていたようである。つまり、当時の公学校教育は、ほぼ初年度に限って「間接教授法」が用いられ、以降の学年においては「直接教授法」によって進められていたといえる。

ただ、その具体的な教室活動については、中島がサイパン公学校を視察で訪れた際の1941年11月28日の日記に、

午前中公学校。(中略)校長及訓導の酷烈なる生徒取扱に驚く。オウクニヌシノミコトの発音をよくせざる生徒数名、何時迄も立たされて練習しつゝあり。桃色のシャツを着け、短き笞を手にせる小さき少年(級長なるべし)こましやくれた顔付にて彼等を叱りつゝあり。一般に級長は授業中も室内を歩き廻り、怠けをる生徒を笞うつべく命ぜられをるものの如し。帽子を脱ぐにも1,2,と号令を掛けしむるは、如何なる趣味にや。

と記されているように、各支庁の公学校によって指導方針に多少の相違はあっただろうが、ことサイパン公学校においては、その実態は非常に過酷なものだったことが窺い知れる。

3 第4次編纂本について

次に、中島による審査・改訂の対象だった第4次編纂本の成立経緯と内容について、以下に簡単に触れておきたい。南洋庁の外郭団体だった南洋群島教育会、南洋群島文化協会の幹事を歴任するなど、当時の南洋群島施政において強い影響力のあった前南洋庁地方課長・麻原三子雄は、次のように述べている。

第3次編纂の読本が必ずしも適切なるものといへなかつたのを改善すると同時に、教材を時勢の進運にそはしめるため、第4次国語読本編纂の業を進められることになつた。即ち昭和8年、初等教育、中等教育に多年の経験を有する元中学校長を主任とし、国語漢文の中等教員有資格者を助手として専ら編纂事務に当らせたのである。同時に南洋庁に教科書審議委員会を設け、各方面から委員を委嘱して、教材の審議に当らしめる等、従来読本編纂に比し、遙かに多くの力を注がれることになつた。

昭和12年3月、本科用6冊、補習科用4冊、全10冊の刊行を了し、同年4月より一斉に使

用し今日に至つてゐるのである⁽¹⁰⁾。

ここで触れられている「元中学校長」とは、和歌山県立中学校長だった梅津隼人のことを指している。南洋庁の職員名簿⁽¹¹⁾を参照すると、「南洋庁 地方課」の項に梅津の氏名が認められることから、中島が地方課に配属されたのは、おそらく前編纂者・梅津の先例に倣ったものだろうと推察できる。この梅津による第4次編纂本に関して、中島の第5次編纂の趣旨方針案が記されたメモである「断片23」には、次のような記述がある。

其等教科書が少クトモ早急二八(45年中二八)デキナイモノト見テ、ソノ上デ、編サンスル。従ツテ、カナリ他学科教材ガ多イワケダ。ナルベク国語化シテ取入レル故、タトヘ直後ニ、地理、理科ノ教科書ガ出ルトシテモ、ソレヲヨリ国語読本ヨリ取除ク必要ハナイツモリ。

ここで中島が「カナリ他学科教材ガ多イワケダ」と記しているように、第4次編纂本は「国語読本」とはいえ、本科用6冊、補習科用4冊ともに、「道徳」「歴史」「地理」「理科」「文学」「生活」「公民」の7つの学科教材から構成された総合教科書であり、「文学」は、さらに「韻文」と「散文」の2つに分類されていた。その他にも、1928年から1931年にかけて「修身科」「算術科」「地理科」「理科」「農業科」「手工科」の各「教授要目」が制定され、以降これらに沿って教授が行われてきた経緯がある⁽¹²⁾。

これに関して、中島がほぼ全支庁の主な公学校への視察旅行を終えた段階で、妻・たかに宛てた1941年12月2日付の書簡の中には、

或る学校へ行くと、読方は今のままで良いから、算術の教科書を作つてくれといふ。理科の教科書がほしいといふ所もある。ひどいのになると、裁縫の教科書を作つてくれといふ所もある。(オレにサイホウの教科書を作れつていふんだぜ。)

という一節がある。いくら『公学校国語読本』が7方面の学科教材から成っていた総合教科書であり、また分野ごとの「教授要目」が制定されていたとはいえ、それらのみで授業を行うことは、各公学校の多様な教育現場の実情にそぐわなかったことが推測される。さらに、すでに他学科教科書が「少クトモ早急二八(45年中二八)デキナイモノト見テ、ソノ上デ、編サンスル」との方針がほぼ確定していたことから、そうした個々の現場からの度重なる要求への対応に苦慮せざるを得なかったことがみてとれる。

また中島は、トラック、ポナペ、ヤルート方面への長期出張を終えてコロールへ帰り着いた際、同じく妻に宛てた1941年11月9日付の書簡の中で、

僕のみない間に、地方課には大分人がふえた。たゞ僕の助手だけが来ない。絵をかく人もゐないし、一体、どうする気なんだろうなあ。

と南洋庁地方課の人事のあり方について愚痴をこぼしている。このように他学科教科書の新規作成といった公学校教師の要望に応える以前に、自らの国語読本の編纂に必要な人員すら整っていなかったことも、中島に編纂作業に対する困難の思いを募らせた原因だったようである。さらに、1942年1月9日付の妻に宛てた書簡の中には、

なるべく東京出張所勤務にして貰つて、上野の図書館へ通はして貰ふやうにしようと考へてゐる。全然参考書も何もなしでは、僕の仕事は出来ないから。

とある。いわば、実質的な教科書編纂作業以前にも、編纂事業における人事の問題に加えて文献を閲覧する際の利便性の問題など、中島の眼前には様々な不満や難題が横たわっていたのである。

4 第5次編纂の実際

では、中島の「昭和16年使用のポケット日記」に記された第4次編纂本の修正項目をもとに、公学校関係者と共同でなされた第5次編纂の内容について、若干の考察を試みたい。



図1 本科用巻1・18頁
(課名なし)



図2 本科用巻2・第11課
「ヨク ノ フカイ イヌ」

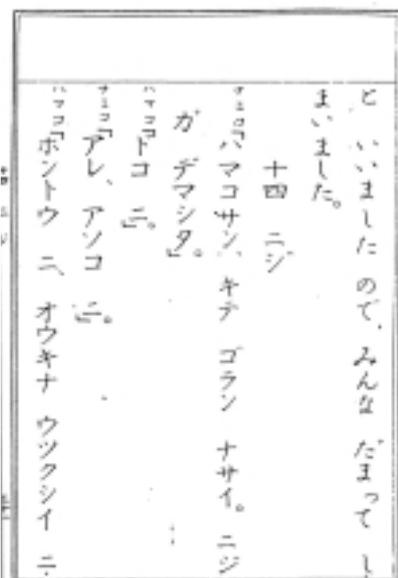


図3 本科用巻3・第14課
「ニジ」

【図1】本科用巻1・18頁に対する「ウオ，サカナ？」，および【図2】本科用巻2・第11課「ヨク ノ フカイ イヌ」に対する「ココニハサカナトアリ，前ニハウオ」(下線原文)との指摘からは，第4次編纂本の使用語彙の不統一を抽出し，より学習者が学びやすいように単語を整理するなど，提出語彙の合理化に努めていることがわかる。また，【図3】本科用巻3・第14課「ニジ」の「『アラ！ ハマコサン。ニジ，ニジデスヨ，』 / 感動的な表現を必要とす」との修正は，従来の会話文の表現をより実際に使用される場面にふさわしいものに書き換えることを念頭に置いたものである。総じて，中島の当初からの方針だった「下学年ニ於ケル語学的傾向」(「断片23」)の強化や，その一環としての「会話」教材の充実に重点を置いた編纂になる予定だったといえる。

また，国策・時局への配慮から，本文や挿絵の一部もしくは全部を変更すべきとしたもの(【図4】本科用巻6・第16課「クリスマス」に対する「政策的に考慮すべし」，【図5】補習科用巻3・第28課「リンカーン」に対する「リンカーンを二宮尊徳に代へること」との指摘)もある。これらは1940年9月の日独伊三国同盟締結を機に悪化の一途を辿っていく日米関係の現状を踏まえた修正だったといえる。さらに，【図6】補習科用巻4・第28課「卒業式」の「卒業徽章」という用語に対する修正のように，学校規則の改正にともなう名称の変更(1938年9月1日施行の「南洋庁公学校規則中改正」〔南洋庁令第30号〕において「卒業証書」へと改称)に準拠したものもある。こうした修正は，中島の全くの独断に基づいたものというより，公学校における教授的立場から時局を意識し，アメリカ等に関する教材の扱いにくさを日々痛感していた現場の教師や，公学校運営に関する諸規則の改廃に通暁していた各公学校長らとの共同による検討の場で提議・議論された見解を，最終的に中島が集約したものである可能性が高い。わずか数カ月前に着任したばかりの中島が，こうした南洋群島における公学校教育の細かな事情に通じていたとは考えにくいからである。



図4 本科用巻6・第16課
「クリスマス」



図5 補習科用巻3・第28課
「リンカーン」

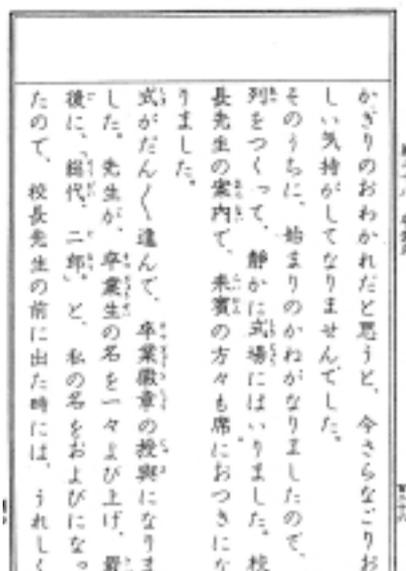


図6 補習科用巻4・第28課
「卒業式」



図7 本科用巻2・第19課
「ウナギノオドリ」

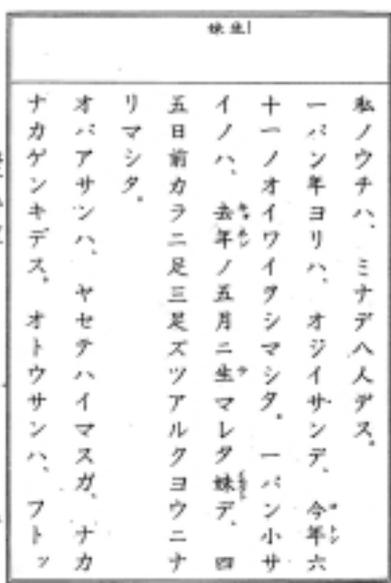


図8 本科用巻6・第2課
「私ノウチ」



図9 補習科用巻4・第7課
「トラック島便り」

その他注目すべき点は、【図7】本科用巻2・第19課「ウナギノオドリ」に対してなされた「鯛と鰻とは島民に親しきものなりや?」、また【図8】本科用巻6・第2課「私ノウチ」の本文に対する「島民の習慣にかかることありや?」、同様に【図9】補習科用巻4・第7課「トラック島便り」の挿絵に対する「此の絵にトラックの特徴なし、環礁の地図必要」との指摘である。これらのように、教科書に記載された叙述(挿絵を含む)と、実際の南洋群島の風土や「島民」児童の生活習慣との相違を見出し、修正の対象としている箇所が数多くある。この点は、南洋群島における国語読本第5次編纂の際立った特徴として挙げる事ができる。

ただ、以上に挙げた教科書に対する「修正」がはたして「島民」児童から見た場合にも適切な「修正」なのかという、実際の学習者の評価を考慮する議論は、第5次編纂事業の枠組みの中

では行われることはなかったようである。中島は、サイパン公学校を訪れた際の書簡（1941年12月2日付、妻・たか宛）の中で、

僕が生徒をつかまへて話しかけても、向ふはコチコチで、「ハイ！ ×××で、あります。」といった風な、ガツカリするやうな返辞しか、しない。まるで打ちとけないんだ。内地人の先生はコハイものときめてかかつてゐるんだね。こんな教育をほどこす所で、僕の作る教科書なんか使はれては、たまらない。今の教科書で十分なんだ。

と述べているが、すでに学習者の声 が奪い去られた教育環境においては、「島民」児童の生の声 に耳を傾けた編纂をすることなど、なおさら不可能な状況だったといわざるを得ない。

さらに、中島の「昭和16年使用のポケット日記」の中には、次のような記述もある。

葉書文，	ペン字で
	28，ツクエノソウジ，
芦田氏編巻一27，	ブタノコ，
蜘蛛の糸，	
日本とドイツとイタリア	
支那と満州	動物園，
我が海軍，	二宮金次郎
南洋神社	長与善郎の時計の文
島民の祭	

これらは今後新規に執筆すべき教材名、あるいは他教科書からの再録として『公学校国語読本』に加える意向があった教材名を列記したものだと思われる（下線原文）。たとえば、「動物園」については、本科用巻3の修正項目一覧の欄外に「どうぶつゑん」との書き込みがあり、後で巻3に収録する予定だったようである。また、「日本とドイツとイタリア」「支那と満州」「我が海軍」などのタイトルからも明らかのように、仮に第5次編纂本が完成していれば、多分に国策・時局を意識した内容になっていたであろうことも否定できない。

しかし、その一方で「島民の祭」のように南洋群島の住民の慣習や暮らしぶりに目を向け、それらを教科書に反映させる意図のもとで考案されたと思われる教材名があることにも注意を払う必要があるだろう。中島には、パラオで親交を結んだ民俗学者・彫刻家の土方久功にこれら教材執筆にあたっての助言を求める考えがあったのではないだろうか。南洋庁の役人とうまく折り合うことができなかつた中島は、「夜、土方さんの所へ行つて、お茶をのみながら、話をするのだけが唯一つの楽しみ」（1942年1月9日付、妻・たか宛書簡）だったと記している。後日土方は、往時の中島の頻繁な来訪の目的として、「編纂書記」という職務上「南洋に古い、それも島民の中にばかりもぐりこんでいた私から、いろいろ島民の習慣とか事情とかを聞いたり、見せてほしかったことだと思います⁽¹³⁾」と回想している。

他にも、ここには「蜘蛛の糸」（芥川龍之介）などの日本近代文学作品が取り上げられていることから、中島の第5次編纂本は、南洋群島での人的交流や本来の文学的な素養を活かした彼らしい内容になる可能性もあったように思われる。

5 おわりに

中島は1942年3月17日に東京出張の名目で横浜に帰着すると、それ以後二度と南洋群島に戻ることはなかった。中島はその年の夏7月31日に辞表を提出し、結果的に編纂そのものを断念してしまったのである。帰国後に記されたメモ(「断片44」)には、次のような言葉が残されている。

仕事少しもはかどらず。現在の教科書をしらべて、その字句を直したり、書入れたりした位で、原稿の提出すべきものなし。

公学校本科用教科書(注意事項の書入あり)一揃、返却します。

おそらく、先にも触れたように、サイパン公学校の「まるで人間の子をあつかつてゐると思へない」(1941年12月2日付、妻・たか宛)酷烈な「皇民化」教育の現場を目撃し、人道的な観点から南洋群島における公学校教育のあり方に失望したことがその大きな理由だったことは間違いない。

しかし、以上で述べてきた通り、教科書を実際の学習者の見地からほど遠い『公学校国語読本』のみに基づく当時の公学校教育における教授法的な限界や、編纂助手・挿絵の担当者といった実務に際しての協力者や不可欠な技術を有する人材の不足など、教科書編纂事業を推進する上での理論的かつ人的な環境が不十分であると認識したことも、結果的に第5次編纂の頓挫を来した潜在的な要因として見逃してはならないだろう。これらは、まさに中島の編纂実務という仕事の過程で見出された当時の南洋群島における「島民」教育政策の構造的な問題の一端だったのである。

中島に南洋庁から正式に辞令が下ったのは、帰国からほぼ半年を経た1942年9月7日のことだった。

今後の課題としては、中島の「昭和16年使用のポケット日記」の各修正項目をより詳細に分析することで、各支庁の公学校教育における個別性(その特色、学習者の言語的・文化的・歴史的背景などの相違)との関連や、第5次編纂の中島文学への影響を明らかにすることを挙げておきたい。

引用出典：中島敦の書簡、断片などからの引用は、全て『中島敦全集3』(筑摩書房、2002. 2)に拠った。なお、その際ルビ・記号等は適宜省略した。

謝辞：『公学校国語読本』(複写本)の閲覧をはじめ、山口洋兒先生(太平洋諸島地域研究所)、福田須美子先生(相模女子大学)には資料面で様々な便宜を図っていただいた。記して深謝申し上げます。

注

- (1) 拙稿「中島敦の教科書編修 旧南洋群島における『公学校国語読本』の第5次編纂について」(『日本語教育』123号、日本語教育学会、2004. 10)を参照。
- (2) 『公学校本科国語読本』全6巻(南洋庁、1937. 3)および『公学校補習科国語読本』全4巻(同上)の10巻からなる。
- (3) 本略年譜は、南洋群島教育会編『南洋群島教育史』(南洋群島教育会、1938. 10 復刻版『南洋群島教育史』旧植民地教育史資料集1、青史社、1982. 1)、『委任統治領南洋群島 前編(「外地法制誌」第五部)』(条約局法規課、1962. 12)、『委任統治領南洋群島 後編(「外地法制誌」第五部)』(条約局法規課、1963. 10)を参照の上、筆者が作成した。

- (4) 引用は、前出『南洋群島教育史』所収の条文に拠る。
- (5) 引用は、前出『委任統治領南洋群島 前編(「外地法制誌」第五部)』所収の条文に拠った。
- (6) 注(4)に同じ。
- (7) なお、入学年齢については、1928年9月1日施行の「南洋庁公学校規則中改正」(南洋庁令第4号)において、「学年開始前ニ於テ満8歳以上」に改められた。注(4)に同じ。
- (8) 「補習科設置ニ関スル件」(1922年4月1日、南洋庁告示第1号)により、即日から設置が定められた。注(4)に同じ。
- (9) 福田須美子「旧南洋群島における皇民化教育の実態調査(1) サイパン・パラオにおける聞き取り調査」(『成城学園教育研究所研究年報』17, 1994. 12), 宮脇弘幸「旧南洋群島における皇民化教育の実態調査(2) マジュロ・ポナペ・トラックにおける聞き取り調査」(同上)
- (10) 「南洋群島に於ける国語教育」(『国語文化講座』第6巻 国語進出篇 所収, 朝日新聞社, 1942. 1)
- (11) 「南方躍進の第一線に立つ南洋庁の職員」(『日本の南洋群島』所収, 南洋協会南洋群島支部, 1935. 12)
- (12) 「日本統治以後の教育」(前出『南洋群島教育史』所収)を参照した。
- (13) 「パラオでのトンと私」(総題「トンちゃんとの旅」より)(『土方久功著作集』第6巻所収, 三一書房, 1991. 11)

(中国・浙江師範大学講師)